

幸手市共通商品券交付のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に支援を必要とし総合支援資金特例貸付の決定を受けた世帯を対象に、幸手市内でご利用いただける商品券10,000円分を贈呈いたします。

対象者

幸手市内在住（令和2年9月30日現在）で、新型コロナウイルス感染症の影響により、総合支援資金特例貸付の決定を受けた世帯。

申請方法

本会窓口で貸付の申請を行った方

対象者にはハガキにより通知いたしますので、希望者はそのハガキを持参の上、記載されている期間内に本会窓口まで商品券を受け取りにご来所ください。（詳細については、ハガキにてご案内いたしますので、ご確認をお願いします。）

市外で貸付の申請（令和2年9月30日まで）を行い、その後幸手市内に転居してきた方

本会窓口申請書と併せて生活福祉資金貸付決定通知書及び世帯全員の住民票（続柄記載・マイナンバー不要）を10月1日（木）から11月30日（月）までの期間で提出をお願いします。